

香川県条例第12号

香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例

香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(授業料等)</p> <p>第5条 大学の授業料、入学選考の手数料、<u>入学金、学位論文審査手数料及び証明手数料</u>は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。</p>	<p>(授業料等)</p> <p>第5条 大学の授業料、入学選考の手数料及び<u>入学金</u>は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～236 略</td> </tr> <tr> <td>237 香川県立保健医療 大学入学金</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>238 香川県立保健医療</td> <td>博士課程の</td> <td>1件</td> <td style="text-align: right;">57,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～236 略				237 香川県立保健医療 大学入学金	略			238 香川県立保健医療	博士課程の	1件	57,000円	<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～236 略</td> </tr> <tr> <td>237 香川県立保健医療 大学入学金</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～236 略				237 香川県立保健医療 大学入学金	略		
種別	区分	単位	金額																										
1～236 略																													
237 香川県立保健医療 大学入学金	略																												
238 香川県立保健医療	博士課程の	1件	57,000円																										
種別	区分	単位	金額																										
1～236 略																													
237 香川県立保健医療 大学入学金	略																												

大学学位論文審査手数料	後期の課程 を修了しな かった者		
239 香川県立保健医療 大学証明手数料	略		
240及び241 削除			
242～598 略			

備考
略

238 香川県立保健医療 大学証明手数料	略		
239から241まで 削除			
242～598 略			

備考
略